

平成 13 年 12 月 航空宇宙工学専攻長

(平成 16 年 9 月 1(4)項の字句を訂正
(宇宙開発事業団の組織統合による))

(目的)

この要項は、次項に規定する航空宇宙工学専攻・航空宇宙工学科図書室(以下「図書室」という)が受け入れた博士論文(以下「論文」という)を取り扱うために必要な基本的事項を定めるものである。

(論文の取り扱い)

- 1 図書室は、論文を次のとおり取り扱う。
 - (1) 印刷物は図書室所蔵資料として利用に供する。
 - (2) 論文の電子化された原文情報(以下「電子化された原文情報」を「データ」という)をハードディスクまたは CD-ROM などに蓄積することにより、全文データベースを作成する。
 - (3) データはネットワーク上の標準的なコンピュータ環境でアクセスできる状態におく。ただしその公開時期は専攻の決定に従う。
 - (4) 宇宙航空研究開発機構への寄贈許諾が得られた論文を同機構へ寄贈する。

(論文の利用許諾等)

- 2 論文の著作権者は利用承諾書により、図書室に対して論文の利用を許諾したものとする。
- 3 当該論文の利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、著作権者はあらかじめ関係者との調整などを行う(当該論文が既に他の出版社から公表されている場合など)
- 4 利用許諾に際して付帯条件がある場合は、利用承諾書に明記する。

(論文の利用許諾要件の変更)

- 5 論文の利用許諾要件の変更は原則としてこれを認めない。ただしやむをえず変更を希望する場合は、著作権者は変更理由を付して、利用許諾要件の変更を申請することができるが、図書室は回収等の責は負わないものとする。

(データの利用条件)

- 6 図書室はデータの利用に際し、次の事項を遵守する。
 - (1) 情報の発生元を明示する。
 - (2) 論文および標題の表現を改変しない。
 - (3) 著作者名および著作権の表示を行う。
 - (4) 利用者によるデータの複製(端末機からのプリントアウト、ダウンロードなど)は、調査研究、教育または学習を目的とする場合に限定することを明示する。
- 7 データの送信範囲は原則として制限しない。
- 8 データは全文公開を原則とする。
- 9 データの利用についての対価は無償とする。
- 10 図書室は、利用者がデータを利用した結果について、その責を負わない。

(データの訂正)

- 11 データに訂正の必要が生じた場合は、著作権者は理由を付してその旨を申し出ることができるが、図書室は回収等の責は負わないものとする。

(データの削除)

- 12 全文データベースに蓄積されたデータの削除を希望する場合は、著作権者は削除理由を付して、削除を申請することができる。
- 13 蓄積されたデータに著作権の侵害などの事実が認められた場合は、図書室は削除理由を付して、著作権者に登録削除を通知することができる。

(データの蓄積有効期限)

- 14 蓄積されたデータの有効期限は原則として特に定めない。

(その他)

- 15 本要項に記載されていない事柄については、必要に応じて、別途著作権者および図書室が協議することとする。
- 16 本要項は専攻がその構成員の議を得て改訂することができる。

以上